# ーフランシスコ会士によるローマ教皇の「軍事行使権」論について — Fray Martin de la Ascención の『Relación』の分析—

高橋 裕史

苫小牧駒澤大学国際文化学部准教授

- 1 はじめに
- 2 アセンシオンの『報告書』作成の背景
- (1) イエズス会とフランシスコ会の対立
- (2) アセンシオンと『報告書』
- 3 キリストからローマ教皇への世俗的権限委任の論理
- (1) 世俗的権限の行使者としてのキリスト
- (2) キリストの全権と教皇国家君主論
- (3) 世俗的権限の行使者としてのローマ教皇
- 4 ローマ教皇の直接権力 potestas directa と教皇軍事権
- (1) 全人類を永遠の生命に導く責務
- (2) 海外布教の機能不全
- (3) 教皇「軍事権」と教皇「交戦権」
- (4) 教皇権限の「代執行官」
- 5 ローマ教皇の軍事君主化一戦争の史的正当性への依存一
- (1) 聖界內軍事君主
- (2) 古代教会と戦争
- (3) イエズス会と軍事問題―日本とインド―
- (4)戦争の「史的正当性」への依存と道徳的問いの後退
- 6 おわりに

注

文献リスト

## 1 はじめに

キリストの代理にして聖ペトロの後継者たるローマ教皇(以下、適宜、単に教皇とも表記する)が、時に十字軍の派遣や公会議その他の手段を用いて<sup>1)</sup>、時に神聖ローマ帝国皇帝と鋭く対立しつつ、自己の教権の拡大と絶対化を図ったことは既知の史実である。こうした教権の強大化と絶対化の結果、ローマ教皇は軍事力の主体的行使者ともなった。例えば、教皇レオ9世は自ら軍隊を組織して教皇領の防衛に当たり、アレクサンデル2世は、

教皇に与した側に「聖ペテロの旗」を授け、その戦いを「聖戦」として公認するなど、武力行使を厭うどころか、自ら積極的に、かつ主体的に武力を用いたのである<sup>2)</sup>。

このようなローマ教皇による軍事活動は、中世ヨーロッパという時空間を越えて、レオ9世もアレクサンデル2世も想像すらできなかった、16世紀末の日本という極東の地においても受け継がれた。それが、16世紀末の日本でカトリック布教を行なった、フランシスコ会士のフライ・マルティン・デ・ラ・アセンシオン Fray Martin de la Ascenciónが作成した『首都〔マドリード〕駐在全インディアス総遣外管区長パードレ・フライ・フランシスコ・アルスビアガ宛て日本の諸事情に関する報告書。 $Relación\ de\ las\ cosas\ de\ Japón\ para\ Nuestro\ Padre\ Fray\ Francisco\ Arezubiaga,\ Comisario\ General\ de\ todas\ las\ Indias\ en\ corte.』(以下『報告書』と略記)の中で展開されている、教皇の「直接権力potestas directa」<math>3$ )に基づく「教皇軍事行使権」論である。

大航海時代のカトリック修道会は、海外布教遂行のための大規模船団の組織化はもとより、遠洋航海に必要な人員や諸物資等の「自前」による調達が著しく困難であった。そのため「王室布教保護権」を梃子に、例えばイエズス会などはポルトガル国王と結び、それらの補給や必要諸経費等の援助を得、それと引き換えにポルトガル国王による征服事業を正当化すべく、戦争その他、世俗の諸事に深く介入することになった40。この布教保護権に基づく世俗国家から、教皇を中心としたカトリック教団への援助行為を、教皇による軍事活動の「外的動力因」とするならば、教皇側に内在する「内的動力因」とは、いかなるものであり、また、それはどのような論理の下で構成され、教皇の軍事行為へと昇華することになったのだろうか。この問題をアセンシオンの『報告書』の分析を通して考えてみたい。

#### 2 アセンシオンの『報告書』作成の背景

# (1) イエズス会とフランシスコ会の対立

本論に入るに先立って、アセンシオンの手になる『報告書』作成の背景と、その史料と しての特徴について確認しておこう。

我が国におけるカトリック布教は、1549年のフランシスコ・ザビエルの来日以降、ほぼ半世紀近くにわたってイエズス会が担い、イエズス会は日本布教を事実上「独占」することになった。しかしその独占を揺るがす事態が起こる。それは1590年代になって、フィリピンのスペイン勢力と日本との通商関係の進展とともに本格化した、マニラからのフランシスコ会士の日本進出である50。

一方、フランシスコ会士の日本進出という重大な局面変化を前にした日本イエズス会は

ローマ教皇庁に働きかけ、イエズス会の日本布教の独占とその正当性を公認してもらうべく、1585 年 1 月 28 日付けで、ローマ教皇グレゴリウス 13 世の小勅書「Ex pastorali officio」の発布に成功した  $^{6)}$ 。

このグレゴリウス 13 世による小勅書の発布を起爆剤にして、日本布教の権利や正当性をめぐるイエズス会とフランシスコ会の抗争は、この両修道会の背後にポルトガルとスペインの国家利害なども重なって激化の一途を辿ることになった。例えば、日本布教では後発のフランシスコ会がイエズス会を非難する際に持ち出していたのは、在日イエズス会士による行き過ぎた経済活動であり軍事活動であった。事実、在日イエズス会士の中には、ペドロ・デ・ラ・クルスのように詳細な対日武力征服計画を策定する者もいたり。しかし当のフランシスコ会士たちも、日本での布教経費を捻出するために、在日イエズス会士の行っていた貿易に関与したり、対日武力行使論を説いたりする者もいたため8、現実的には「イエズス会」対「フランシスコ会」という、二項対立の図式で単純に色分けできるものではない。

# (2) アセンシオンと『報告書』

さて、近世カトリック修道会士による対日武力行使論は、上述したように、在日イエズス会士によるものが注視され研究されてきた $^{9}$ 。それは、 $16\sim17$ 世紀の日本でのカトリック布教はイエズス会が主導していたからである。

一方、同時期のフランシスコ会はスペイン領フィリピンの聖グレゴリオ管区に所属し、同管区関係の文書類は、スペインのパストラーナにあるフランシスコ会文書館等に収蔵されている。しかし、イエズス会史料の場合と比べると 10)、外部への公開はあまり進んでおらず、一部の史料が Archivum Historicum Franciscanum や Archivo Ibero Americano, Franziskanische Studien などの、フランシスコ会関係の雑誌に翻刻されているにすぎない 11)。このようなフランシスコ会史料へのアクセスをめぐる状況と制約の中にあって、本稿で用いるアセンシオンの書き残したフランシスコ会史料は、イエズス会史料には見られない内容が豊富に記述されており史料的な価値も非常に高いものである。以上の点を踏まえて、アセンシオンの『報告書』の作成時期、目的その他について一瞥しておきたい。

フライ・マルティン・デ・ラ・アセンシオンは 1563 年にスペインで生まれ、アルカラ 大学で神学を修めた後、1594 年 5 月からマニラでの布教を開始した。しかし、フィリピ ン総督の外交使節として滞日していたフライ・フアン・ポーブレの報告で、日本のキリス ト教界が宣教師を必要としていることを知ると、1596 年 6 月に来日した。日本での活動 は一年に満たず、サン・フェリペ号事件に連座して、翌 1597 年に、長崎の西坂にて磔刑 に処された (日本二六聖人殉教事件)。

マニラ滞在中のアセンシオンの許に、駐マドリードのインディア総遣外管区長フライ・フランシスコ・アレスビアガの指令書が届き、日本の改宗状況その他についての諸事情を説明するよう命じられた。アセンシオンは1596年6月~9月にかけて『報告書』を作成し、大坂でほぼ完成をみる。脱稿後はマニラに送付され、同地で複写が二部作成された。

このように本『報告書』は、日本国内のキリスト教の動向と政治情勢を中心とする日本情報を、マドリードのフランシスコ会上層部に報告することを目的に執筆されたものである。しかしアセンシオンは、この『報告書』のいたるところで、スペイン国王の日本を含む世界支配の合法性と、フランシスコ会による日本その他の東洋諸地域での布教の正当性を強く主張している。従って、フランシスコ会およびスペイン国王の世界支配の正当性と、そこに介入して、この両者を精神的に支えるローマ教皇の偉大さを明らかにすることが、本『報告書』の「もう一つの」目的というべきであろう。

さらにアセンシオンは、ポルトガルと深く結びついて活動していた在日イエズス会士たちの経済活動や軍事活動を厳しく批判している。つまりこの『報告書』は、フランシスコ会とスペインの日本での活動の合法性と正当性の裏返しとして、イエズス会とポルトガルによるこれまでの日本での活動の非合法性と不当性を知らしめてもいるのである。

アセンシオンからの批判を受けた日本イエズス会は、半世紀にわたり日本布教を担ってきた自負と実績を楯に、アセンシオンの主張を論駁することになった。その牽引となったのが、イエズス会東インド巡察師のアレッサンドロ・ヴァリニャーノであった。彼はアセンシオンに対する大部な反論を、1598年1月、マカオで脱稿した。それが著名な『日本とシナのイエズス会のパードレたちを批判するために書き立てられた様々な批判に回答する弁駁書 Apología en la cual se responde a diversas calmunias que se escrivieron contra los Padres de la Compañía de Jesús del Japón y de la China. 』である 120。

以上、概略してきたように、アセンシオンの『報告書』は、日本イエズス会による日本 布教独占に対する批判と、それゆえの、フランシスコ会の日本布教への参画の正当性と合 法性を目的に作成されたものである。しかしその内容は、イエズス会とフランシスコ会と いう二修道会間の抗争問題という限定された枠組みを超えて、ローマ教皇が、スペイン国 王による世界支配と武力の行使を、どのような神学的論理と根拠をもって是認していたの か、大航海時代におけるローマ教皇と世俗君主との不即不離の関係にも深く言及した、極めて興味深い重要な側面をも有しているのである 13)。

#### 3 キリストからローマ教皇への世俗的権限委任の論理

ローマ教皇を指す称号は多々あるが、教皇が誕生した歴史的経緯を最も端的に示す称号は「キリストの代理 Vicarius Christi」「使徒たちの頭の後継者 Successor Principis Apostolorum」であろう(使徒たちの頭とは、いうまでもなくキリストの筆頭弟子であった聖ペテロを指す)。このような地位を与えられているからこそ、ローマ教皇は「全世界のカトリック教会の統治者 Caput Universalis Ecclesiae」として、現在もなお、聖職者を含む12億ものカトリック教徒たちの頂点に立ち、彼らを教導しているのである。

そのような、聖ペテロを介してイエスの神性を継承したローマ教皇が、弱者を癒し、暴力を否定したイエスの生涯の言行とは対極的な世俗の国家権力と統治者と、いかなる点において「接点」を持つことが可能である、とアセンシオンは考えたのであろうか。

## (1) 世俗的権限の行使者としてのキリスト

先述したように、ローマ教皇がキリストの代理であるならば、当然のことながら、教皇は生前のキリストが有していた、様々な権限や権能をそのまま譲り受けたことになる。従って、教皇による世俗への介入の論拠を考察するにあたっては、アセンシオンが神の子キリストを、どのように認識し位置づけていたのか、ということを最初に確認しなければならない。そこで、アセンシオンの『報告書』を見てみると、次のような記述が見られる。

我が主キリストが人間として、正しく霊的な目的 finem spiritualem へと向かう秩序 ある状態の全世界に対する世俗的な王にして支配者 rey e señor temporal であられたことは、神学において極めて明白に受け入れられている学説である。なぜならキリストはこの世の全人類に対して至上の、全てを包括した、そして限りない権能をお持ちになっているからである。キリストはこの世を、御自らの貴重な血でもって救済して手に入れられ、全人類を永遠の命へと教導されるのである。キリストは教会の高位聖職者にして至上の頭であり、信仰者であれ非信仰者であれ、この双方もキリストの羊であり、キリストはこの世の全人類の司牧者であらせられたのである。14)

一読して明らかなように、アセンシオンは、イエス・キリストを地球上の「全世界に対する世俗的な王にして支配者」として認識している。またアセンシオンは、キリストが「全人類に対して限りない権能」をも所有する、としている。この二点が世俗的権限の行使者としてのキリストであるとするならば、引用史料の後半に見える「全人類の司牧者」という位置づけは、宗教的権限の行使者としてのキリストのことである。これは、キリストの

筆頭弟子の聖ペテロに関する記述においても見られる、アセンシオンの論理である 150。

しかし、より重要な論点は、世俗的権限の行使者としてのキリストが、宗教的権限の行使者としてのキリストよりも、先に明言されていることである。キリストが神の子として地上に使わされゴルゴダの丘で磔刑に処されたのは、人類の犯した罪を一身に背負って償い、人類に救いをもたらすためであった。つまり、キリストは本来的には「人類の救世主salvator hominum」なのであり、このような観点に立つならば、アセンシオンの『報告書』においても、宗教的権限の持ち主およびその行使者としてのキリストの方が、第一義的に記されねばならない筈である。ところが、アセンシオンは逆に世俗的権限の持ち主およびその行使者としてのキリストの方を優先させている。なにゆえ、アセンシオンはこのような順序に従ってキリストを認識して記したのであろうか。また、そうせざるを得なかった理由は奈辺にあったのであろうか。この問いに対する解を求めるには、アセンシオンの思想をさらに読み進め分析する必要がある。

#### (2) キリストの全権と教皇国家君主論

そこで次に注目すべき箇所は、以下の記述である。

我が主キリストは、この世の全人類の霊魂を導き、永遠の生命へと至る正しい道筋を示す責務と仕事を教皇に委託された。併せて全人類に対する権威、権能、統治権をも教皇に与えられた。つまり、この目的のために必要不可欠なものと判断されるものの全てである。<sup>16)</sup>

ここでは、全人類の救済という、キリストに課された責務と、その目的を達成するために不可欠な全権を、キリスト自身がローマ教皇に託したことが明確に述べられている。視点を変えるならば、教皇は「キリストの代理」であるがゆえに、キリストが掌中にしていた「全人類に対する権威、権能、統治権」の一切を手にすることになった、とアセンシオンは認識しているのである。すなわち、ローマ教皇は、聖ペテロが介在することによって、キリストの全権を継承することになった、という解釈である。

では、キリストから継受した全権は、どのようにしてローマ教皇の世俗問題への介入、 あるいは干渉の際の論理として援用されることになったのだろうか。その論理の枠組みに ついて、アセンシオンの語るところを確認してみよう。

キリストの代理たる教皇の持つ宗教的権能は、キリスト御自らが与えられたもので、

この世のあらゆる国王と支配者の有する世俗の権能を体系的に尊重するものである。 世俗の権能、すなわち一国の平和と安寧なるものは、永遠の生命という、教皇が有 する宗教的権能の目的のために方向づけられている。それゆえ教皇は、この目的を達 成するために世俗の権能を導き方向づけ、これを遂げるためにも、必要な手段をす べて命じて整えることができるのである。<sup>17)</sup>

アセンシオンが組み立てた論理によると、「一国の平和と安寧」は「教皇の宗教的権能の目的に方向付けられている」ので、ローマ教皇はこの「一国の平和と安寧」を遂行するために「必要な手段をすべて命じて整える」ことが可能となる。ここにおいて教皇に認められた世俗的な権能と宗教的な権能は「一体化」し、教皇の世俗的権能の行使が「公認」されることになった。その結果、ローマ教皇はキリスト教国家の「君主」となり、地上の全人類は「教皇の臣下」として位置づけられ、教皇はその臣下に「限りない権能」を持つことが認められることになったのだった 18)。

ここには、教皇が国家の君主であり、人類が君主としての教皇の臣下であることが、明確に語られている。これはアセンシオンによる一種の「教皇国家君主論」である。これまでに引用してきた記述を読む限り、確かにアセンシオンは教皇の宗教的権能という表現を用いることで、教皇がキリスト、聖ペテロに連なる宗教的存在であることを認めてはいる。しかし、その思想内容は、世俗君主・世俗統治者としての教皇の方に意識と軸足を置いていることは明らかである。この点にさらに深く関連してくるのは、本節の冒頭で考察した、アセンシオンによるキリストの位置づけの問題である。

#### (3)世俗的権限の行使者としてのローマ教皇

如上のように、アセンシオンは宗教的権限の行使者ではなく、世俗的権限の行使者としてのキリストの方に比重を置いて自説を展開していた。ローマ教皇がキリストの代理であるからには、教皇がキリストの宗教的権限をそのまま引き継ぐ存在であることは論を俟たない。当然ながら、教皇がキリストの世俗的権限も受け継ぐ存在であることもまた、同じ論理から容易に導き出される帰結である。次節で論じることになるが、アセンシオンはスペインの対外武力征服と支配が、ローマ教皇からの付託を受けたスペイン国王による教皇の意図を「代執行」したものである、と主張している。この論理の行き着くところは、ローマ教皇が武力と征服、そして支配の実質的な「行使主体」になる、ということである。

しかし教皇は、あくまでも、また原理原則的にも、キリストが保有していた宗教的権限の全面的継承者であり、その権限の行使は人類の霊魂の救済 salvatio hominum animi に

あった。しかもアセンシオンがイエズス会の諸活動を論難し、同会の後ろ盾となっているポルトガルの支配の不当性を訴え、逆に自らの属するフランシスコ会の庇護者であるスペインの正当性を主張するには、次節で見るように、スペイン国王が、世俗的権限の保有者としてのローマ教皇から、地上のあらゆる世俗世界に対する目的の「代執行者」として指名された、との理論の構築が不可欠であった。そのためには、キリストの宗教的権限の体現者としての教皇ではなく、直截的に武力の行使やそれに基づく征服と支配、すなわち世俗的権限の体現者としての教皇の存在を理論的に構築しなければならない。しかし、教皇はキリストの代理という宗教的立場が第一義である。アセンシオンはこの相矛盾した、難解な方程式の解を、世俗的権限の保有者としてのキリストを最初に説き、その代理たるローマ教皇は、必然的にキリストの世俗的権限をも何ら問題なく継承して行使し得る、との理論の中に見出したのである。では、教皇にはどのような世俗的権限が与えられ、それをどのようにして行使し、キリストの意思を地上に反映することになったのであろうか。

#### 4 ローマ教皇の直接権力 potestas directa と教皇軍事権

### (1)全人類を永遠の生命に導く責務

前節では、ローマ教皇が、キリストの有する世俗的権能をどのようにして継承するに 至ったのか、その「継承の論理」について確認した。この世俗的権能継承の論理は、当時 のスペイン国王フェリペ2世を介在させた、ローマ教皇クレメンス8世による軍事活動 を中心とした、世俗活動への干渉の正当性と有効性を証明するにあたって繰り返される。

かくてキリストの代理たる教皇は、教会の高位聖職者かつ司牧者としてだけではなく、 秩序ある状態から霊的な目的へと正しく向っている全世界の世俗的な国王かつ支配 者として、他ならぬキリストの御跡を継いだのである。我が主には、臣下の人々を御 自身の方へと導き、彼らを善へと促し、様々な悪から遠ざける権能があるので、キリ ストは教皇に、全世界に対する前述した統治と支配を与えられ、また同じく御自身に 付随するところのもの、すなわち、この世の全人類を永遠の生命へと導くという厳格 この上ない責務も与えられることになったのである。<sup>19)</sup>

ここで注目すべきは、ローマ教皇が「全世界の世俗的な国王かつ支配者」とされていること、人間をキリストの「臣下」と位置づけ、キリストにはその臣下である人間を「善へと促し悪から遠ざける権能 potestas promovendo illos ad bonum, et a malis arcendo」がある、としていることである。特に、キリストが保有するこの「勧善懲悪」の権能は、

最終的には「全人類を永遠の生命」に導くことに収斂するものであり、この行為はキリストの代理であるローマ教皇に「厳格この上ない責務」として受け継がれることになった旨、記されている。この論理は、これから論じることになる、ローマ教皇という「天上の支配者」と、スペイン国王という「地上の支配者」との、盾の両面ともいえる強固な結びつきの構造を考察する上で非常に重要な鍵となる。

#### (2) 海外布教の機能不全

アセンシオンによると、キリストに課された「全人類を永遠の生命に導く」責務は、その代理たるローマ教皇にあっては、非信仰者を教会に連れて行き、カトリックを信仰させて洗礼を受けさせること、加えて、聖職者に福音宣布を行なわせることによって果たさなければならないことになる<sup>20)</sup>。

ローマ教皇に課された、この「責務を遂行するには非常に多くの事物が必要となったのだが、教皇は自らそれらの事物を提供できなかった」<sup>21)</sup>。その理由についてアセンシオンは、次のように説明している。

限りない人々で満ちている新しい世界を発見しなければならない際には、宣教師を大勢派遣する必要があったからである。なぜなら、宣教師の不足が原因で、改宗活動が放棄されるか、少なくとも妨げられざるを得ないからである。またこの責務の遂行のためには実に巨額の経費が必要となったため、教皇の所有する世俗の富では足りなかったし十分でもなかったからでもある。<sup>22)</sup>

引用文冒頭の「限りない人々で満ちている新しい世界」とは、当時のカトリック布教の実情から考えるならば、非キリスト教徒の在住する非ヨーロッパ圏のことであろう。そのように仮定するならば、福音の宣布によるカトリック信者の獲得を達成するために、宣教師を大勢派遣する必要が出てくるのは当然の理屈である。しかしこれは宣教師の不足とそれに伴う改宗活動の停滞を、いわば「布教の機能不全」をもたらす危険がある、とアセンシオンは指摘する<sup>23)</sup>。

しかし、当時のローマ教皇は、自ら海外布教の計画の全てを単独で立案・実行していた わけではなく、海外布教を希望する修道会の裁量権にある程度任せていたのが実情で あった。従って、アセンシオンが上の引用文中で危惧している「布教の機能不全」は、当 時の実情を正しく反映した記述とは考えにくい。むしろ、これから述べることであるが、 スペイン国王に宣教師派遣の実権を委託する口実とするための「伏線」として記載した一 節であると考えたほうが、合理的な説明がつく。

次に引用文後半に見える教皇庁の経済事情に関する記述であるが、当時の教皇庁財政が、カトリック修道会による大規模な海外布教を十全に支援できるほど堅固なものではなかったことは、日本イエズス会への教皇年度給付金の実情が、これを裏付けている。日本イエズス会には、教皇からの「慈悲行為」の一環として、年度給付金が支払われていたが、教皇庁財政の悪化に伴って、その金額が減額されたり支払いが滞ったりしていた<sup>24</sup>。

## (3) 教皇「軍事権」と教皇「交戦権」

本節の(2)で見たように、ローマ教皇側の自己都合を最初に明記したあとで、アセンシオンは次のような興味深い記述を続けている。すなわち、

宣教師、書物その他、余りに長い航程と冗長な航海に必要な物資を安全に運ぶには、 非常に大勢の船員たちが必要であった。その航程と航海には、敵対勢力、モーロ人、 私掠船その他の海賊という、数々の危険がつき物であったからである。教皇は、余り にも長い行程に十分な食糧を、また余りにも大勢の聖職者に必要な物資を施し、 様々な障害と危険を取り除いて安全な行程を提供することで、以上の全てをできる限 り救済する責務を負っていた。そのためには、船乗りと兵士、糧食、大砲、弾薬その 他、必要諸物資の備わった大船団と大艦隊を武装化しなければならなかった。<sup>25)</sup>

一読して明らかなように、ここには世俗の支配者としての教皇の責務が具体的に明文化されている。本稿が考察の対象としている論点から特に注目すべきは、ローマ教皇の実行義務として「兵士、弾薬、大砲の備わった船団と艦隊の武装化」が挙げられていることである。これは「教皇軍事権」を実質的に「公認」したものであり、さらに教皇には、「モーロ人、私掠船、海賊」といった「敵対勢力」に対する軍事力の発動と行使が、換言するならば、「教皇交戦権」の発動と行使をも是認されたのである。この教皇軍事権と教皇交戦権こそ、前節で論じた、教皇の世俗的権能が「最も先鋭化」した形で発露したものではないだろうか。では、なにゆえに教皇の世俗的権能は軍事権と交戦権にまで先鋭化せねばならなかったのだろうか。アセンシオンの語るところによると、この問題に対する答えは「インディアス」の中に求められる。

#### (4) 教皇権限の「代執行官」

アセンシオンの考えでは、インディアスの発見によってローマ教皇は、インディアス人

の改宗と、福音宣布によるキリスト教の勢力拡大を責務として抱えることになった<sup>26)</sup>。 ところが「異教徒であるインディオたちは野蛮な連中」でるため、偶像崇拝その他の悪習 を棄てるよう説得しても、彼らが肯んじることはなく、福音の宣布も許可しなかった<sup>27)</sup>。

しかし、だからといって、教皇はインディアスのキリスト教に対する「非信仰状態」と「未信徒状態」を野放しにすることはできなかった。なぜなら、既述のように、教皇は「この世の全人類を永遠の生命へと導くという厳格この上ない責務」をキリストから引き継いでいるからである。その責務を果たすには、教皇はカトリックの修道会をして、インディアスの地に宣教師を派遣せしめねばならず、宣教師たちの身の安全を保証するには、必要に応じて上述した教皇軍事権を発動しなければならなかった 280。

ところが先に見たように、アセンシオンの認識では、海外の非カトリック圏での宣教改宗活動に不可欠な準備を万全に整えることは、教皇単独では難しく、またそれ以外の困難も教皇自身の力では克服できなかった<sup>29)</sup>。だからといって「これを理由に福音の宣布が放棄されてはならない」<sup>30)</sup>ことは、カトリック世界の首長であるローマ教皇自身が熟知していた。そこでローマ教皇は、キリストの代理として自らに課された、全人類の救済という「厳格この上ない責務」を代執行してくれる人物を選出することで、その問題の解決を図ったのである。では教皇が白羽の矢を立てたのは、いかなる人物だったのであろうか。

強大な権力を持ち、船団と艦隊を武装化し、聖職者のための経費を捻出し、航程の安全をはかり、非信仰者の野蛮人の間に身を置いている聖職者たちの身を保障し、間接的であれ直接的であれ、福音宣布と非信仰者の改宗を妨げる者たちに抗って罰し、あらゆる障害を取り除き、この新しい世界の改宗と、イエス・キリストの血によって贖われた霊魂の救済に必要な手段を一つ残らず準備できるような執行官なのである。<sup>31)</sup>

上の一節から読み取れるのは、本稿の「はじめに」の中で言及したところの、「教皇直接権力」に基づく、「執行官」への教皇職責の遂行命令であること、それゆえ、この「執行官」の権能が、先に確認した教皇の権能と同一のものとされている、ということである。特に、聖職者の身の安全を図り、福音宣布と改宗の妨害となるものを排除する手段として、「船団と艦隊の武装化」、つまり軍事力の行使をアセンシオンが公認している点である。このことは、教皇軍事権が教皇の選んだ代執行官に横滑りして委譲されたことを意味している。ここにローマ教皇は、教皇軍事権の行使に関して、代執行官による行使という「迂回路」をも手にすることになったわけである。この「教皇二重軍事権」ともいうべきものを

設定することで、ローマ教皇による軍事力行使の幅と機会を拡大した、という点において、 アセンシオンのこの見解は極めて注目に値する。

続いてアセンシオンは、「教皇はこの執行官としてカスティーリャとレオンの国王たち」を選出した、と述べ、その具体的な「執行官」を明らかにする<sup>32)</sup>。そして教皇は、自身の「代執行官」であるカスティーリャおよびレオンの歴代国王に対して、

我が主キリストからの極めて厳粛な指示と掟による厳格この上ない責務を課された。 それは、この新しい世界にキリストの教えを宣布してこの世界の全人類を我々のカトリック信仰に改宗させ、世界に我々の聖なる信仰とキリスト教を増大かつ伸展させ、 イエス・キリストの血の代価を説き、キリストの死と受難による果実を手にする、というこの上なく重く畏怖すべき職責なのである。つまり、新たに発見された全世界の 霊魂を一つ残らず救済することである。<sup>33)</sup>

という解釈の上に立って、教皇職責を引き継がせている。ここで重要なのは、キリストおよび教皇の責務と同じ内容の責務が、教皇代執行者たるカスティーリャとレオンの両国王に課されていることである。つまり、神から託された福音宣布による人類の救済という至高至聖の使命がキリスト、聖ペテロ、教皇そして国王へと受け継がれて波及していくものであること、従って、神の使命を地上で隈なく果たすという点において、教皇はキリストの分身に、国王は教皇の分身とされたのである。

しかし分身としての国王は、教皇と全く同等の存在であることを意味しない。アセンシオンが意味する分身とは、あくまでも福音宣布による人類救済という「総論」的な枠組みに限ってのことであり、実際の宣教改宗その他「各論」的な現実面にあっては、国王は教皇の「下位」にあらねばならなかった。なぜなら、「教皇はあらゆる国王と支配者、彼らの王国と領地、世界の全人類とその財産・生命に対して無限の絶対権力omnímoda e ilimitada potestad を有しており、この権力は普通的なものだからである」からだった<sup>34)</sup>。だからこそ、「教皇はカスティーリャとレオンの国王たちをこの新しい教会の保護者、霊魂を救済する聖職者の補佐」<sup>35)</sup>とした、との解釈にアセンシオンが到達したことは、当然のことといえよう。

普遍的で無限の権力を有するローマ教皇は、自らの代執行官たるスペイン国王を介して、間接的に教皇軍事権の行使が可能となる。これは、あくまでも宗教的権能者である教皇の立場からすると、自らが直接「手を汚す」ことなく、福音の宣布や改宗活動に従事している宣教師と新たな改宗者の安全を保証すべく、布教地への武力展開が可能となることを意

味していた。事実、アセンシオンは、

スペイン国王は、日本人と取引するための商品をいろいろ積んでいる、陛下の家臣たちのナウ船が入港する港を真っ先に手に入れなければならない。この目的のために好都合で、無くてはならない長崎、平戸や諸他の港である。そしてそれらの港に要塞と稜堡をいくつか設け、キリスト教徒と聖職者を防御するために大砲、弾薬、兵士で防備を固めた艦隊を複数建造しなければならない。その目的は、このキリスト教界の扶養に応じ、野蛮人と暴君を抑え、このキリスト教界を防御するのに要する諸経費のために港と商品の権利、とりわけ、商品を積み込んで取引にやって来る陛下の家臣その他の人たちの権利を手に入れるためである。36)

と提言し、スペイン国王が教皇から託された義務である、日本に聖職者を派遣して非信徒の改宗を促進し、キリスト教徒の信仰を保持するには異教徒の暴君たちから聖職者を守らなければならない、との見解を披瀝している。

このように、アセンシオンによる「教皇二重軍事権」論の構築は、ローマ教皇が軍事力を実質的かつ主体的に実行可能であることを認めていたのである。これは、「諸々の人たちが正しい戦争を戦うように整えて導くことは、聖職者の仕事に属することである。聖職者の戦争が禁じられているのは、戦争が罪だからではなく、そのような事を行うことが、聖職者の職分に相応しくないからである」<sup>37)</sup>というトマス・アクィナスの正戦思想と比較した場合、ローマ教皇が世俗の君主と並んで事実上の戦争決定権者であることを表明するものであり、聖界君主としての教皇の世俗化、わけても軍事君主としての教皇の存在を実質的に是認するものであるといえよう。

# 5 教皇の軍事君主化―戦争の史的正当性への依存―

#### (1)聖界内軍事君主

本稿の第3節および第4節を通して、アセンシオンが『報告書』の中で展開しているところの、世俗的権能を有しているローマ教皇自らが軍事君主として教皇軍事権と教皇交戦権を発動し、それを行使可能とする論理を考察してきた。ローマ教皇が、自らの存在を絶対不可侵なるものとして確定し、それと共に俗的政治力を強大化して「聖界内世俗君主」化したことは、同時に教皇自身をして「聖界内軍事君主」せしめることになった。

カトリック教会の首長であるローマ教皇の聖界内軍事君主化とその軍事活動が、各時代、各地の教会や修道会の軍事活動に「前例」として大きな影響を与え、「史的正当性」の「拠

り所」となったであろうことは想像に難くない。例えば、11世紀のカトリック教会は、教会の呼びかけによる戦争での戦死を殉教と位置づけ、これが、カトリック指導者の理想とする騎士理念を形成し、騎士修道会の誕生へと至ることになった<sup>38)</sup>。教皇グレゴリウス9世は、イタリア中部のスポレート公領の防衛のため、スウェーデンやフランス等から軍資金を徴集して自ら傭兵を組織し、枢機卿の一人にそれを率いさせた<sup>39)</sup>。

その「聖界内軍事君主」たるローマ教皇による軍事活動は、教皇兵の組織・派遣行為と、カトリック諸侯への準備金その他の軍資金援助、この2つの形態に分類が可能である。

まず教皇兵の組織・派遣の事例として、教皇ピウス2世は、教皇庁の年収の半分に相当する16万8,000ドゥカドをかけてオスマントルコ帝国に対する軍事活動を展開している。レパントの海戦では教皇ピウス5世の編成したガレー船12隻が出陣し、グレゴリウス14世はアンリ4世治下のフランス侵攻を目的として教皇兵を編成してフランスに派遣した40。次に軍資金援助の事例であるが、教皇ヨハネス22世は、数百万フローリンをカトリック諸侯への供与に支出、クレメンス6世は十字軍の組織化のために、約70万フローリンをフランス国王に提供している41)。

如上のように、中近世のローマ教皇は「聖界内軍事君主」として、自らが主体的かつ積 極的に軍事活動に従事していたわけである。では、教皇たちの軍事活動が要した軍事費は どれだけの規模のものだったのだろうか。アヴィニョン捕囚時代の教皇ヨハネス23世と インノケンティウス4世は、交戦的な教皇ということもあり、それぞれ年収の50~60% を戦争に費やしていた。マルティネス 5世は年収の 35~40%を戦費に当てていた。レオ 10 世がウルビーノ戦争で費やした 33 万 4,970 ドゥカドという金額は、年収の 60%強に 匹敵するものだった42。イエズス会の創設と活動を公認した教皇パウルス3世は、年収 の約80%を、ドイツによる対フランス軍事活動のために寄付していた43。これらの事例 から判明するように、教皇は聖界内軍事君主として、教皇庁収入の大方を様々な軍事活動 に充当していたことになる。原理原則に従うと、これらの支出は教皇庁本来の使命からい うならば、明確な「目的外」支出であり、金額の大きさから教皇庁財政を圧迫していたで あろうことは疑いない。こうした教皇庁の財政悪化によって、日本イエズス会への教皇年 度給付金が十分に支払われず、日本イエズス会の貿易活動が加速させられ、結果として、 教団の世俗化に拍車がかけられることになった 40。ここにも、教皇の世俗化が、日本イ エズス会における修道理念の弱体化と空洞化を惹き起こし、延いては同会自体の世俗化 現象をもたらす遠因となった図式を読み取ることができる。

#### (2) 古代教会と戦争

キリスト教が戦争に対して、必ずしも「否」としない姿勢を表明し出したのは古代に遡ることは、贅言を費やすまでもない <sup>45)</sup>。共和制ローマ帝国の時代、無産階級出身のキリスト教徒にとって軍隊への所属は、社会的エリートに上昇する有力な手段であったため、2世紀末から3世紀にかけて、キリスト教徒の軍人と兵士が増加することになった。また当時の軍隊問題は国家権力および皇帝権力の問題にも連動していた。具体的には、国家がキリスト教の信奉する神の心に適う限り、国家を支える軍隊は法的に正当な存在とされ、神の心の体現者であった皇帝の命令とあれば、キリスト教徒の兵士は軍務を遂行しなければならず、同時にそれは当然のこととされた <sup>46)</sup>。

このような状況変化を前にして1世紀末~4世紀初頭の教父たち Patres Ecclesiae は、 キリスト教信仰の自由が侵害されない限り、キリスト教徒は兵役に服して国家に仕えるこ とが可能であるとし、また外敵から平和を守る防衛軍としてローマ軍の存在を是認し、 ローマ軍への参加を声を大にして呼びかけていた <sup>47</sup>。加えて、コンスタンティヌス帝に よるミラノ勅令 Edictum Mediolanense、アルル宗教会議でのキリスト教徒の兵役義務の 明示などによって、キリスト教は暴力否定と平和主義の立場を堅持できなくなり、教会は キリスト教と軍事の接近に正当性を付与し始め、多数のキリスト教徒も軍職に就くように なった。こうした事態を前にして、教会では、キリスト教と軍事の問題に神学的解答を与 える必要性が認識され、この結果、神の意思と神の命令に立脚し、正しい平和の確立とそ の維持、あるいは平和の回復を目的として行なわれる戦争は正しいものであって、正しい がゆえにキリストの教えに反しない、との正戦思想を説き「正戦論の創始者」と見なされ ることになるアウグスティヌス、そのアウグスティヌスの正戦論を受け継ぎ、神の命令に よって君主が行う不正に対する処罰としての戦争や、神の愛によって悪を善に導く戦争は 正しい戦争である、と位置づけたグラーティアヌスらによって、後世の正戦論に影響を与 える正当戦争の理論が作られた。特にアウグスティヌスの正戦論は、後の時代の正戦論の 骨格を提示し、トマス・アクィナスの正戦論にも大きな影響を及ぼすことになったことは、 周知のところであろう 48)。

このように見てくると、アセンシオンが教皇軍事権と教皇交戦権を主張し得た背景には、スペインの海外版図拡大政策、日本布教をめぐるイエズス会との熾烈な抗争といった「現実」への対応に加えて、上に記したキリスト教と軍事問題との長大な「前史」が、教皇軍事権を構想するにあたって「依拠すべき前例」として存在していたからであるといえる。この点を、イエズス会の日本とインドでの軍事活動を事例にいま少し考察してみよう。

## (3) イエズス会と軍事問題―日本とインド―

イエズス会士たちは、日本布教の拠点である長崎の開港とそこへの定着までの間、キリスト教に改宗した在地領主の支配地を転々とし、局地的で不安定な活動を強いられていた。従って、日本でのイエズス会の保護者である「キリスト教徒領主」の滅亡は、宣教師と信者を含む教団全体の滅亡をも意味していた。そのため、キリスト教徒領主が存亡の危機にさらされた時、日本イエズス会は保護者と教団自体の破滅を回避し、併せて将来的な教勢をも潜在的に確保するため、キリスト教に改宗した在地領主に対して武器の供給を積極的に開始せざるを得なくなった。

ところが、そのキリスト教徒領主の側には、教団を保護するだけの軍事的な余力がなかったため、日本イエズス会は自らの手で教団のための軍事力を埋め合わせなければならなくなった。この事実を認識した時、日本イエズス会は従来の軍事的「他力本願」から軍事的「自力本願」へと、教団の危機管理戦略を大きく転換することになった。ここに教団は、日本におけるイエズス会の拠点である長崎に銃、大砲、弾薬等の武器類を配置して要塞化し、教団自体の武装化を進めたのである<sup>49)</sup>。

この間の教団内部における軍事活動をめぐる議論の推移を概観すると、第一回目の「日本イエズス会全体協議」(1580~81年)では、日本国内の戦乱が教団の存亡に直結しかねないので、このような事態を何とかして打開する必要性が大いにある、との認識が共有されている $^{50}$ 。1590年に開催された第二回目の「日本イエズス会全体協議会」では、好ましいことではないが、教団による軍事活動は「不可避」として是認された $^{51}$ 。

このように、日本イエズス会では、宗教理念に反することを認識しつつも、教団を取り 巻く諸種の環境の悪化と共に、軍事活動への傾斜と従事を「不可避」の行為として「是認」 し、軍事活動を展開して行った。キリスト教倫理に従えば、武器の調達・供給を始めとす る軍事活動は容認され得ない行為である。しかし、眼前の現実や現状を「全否定」して、 いたずらに修道理念・キリスト教倫理だけを優先かつ墨守させるだけでは、教勢の拡大と 維持、布教の展開と信者の獲得を現実のものとすることは不可能なわけで、ここにキリス ト教と軍事問題の前史、すなわちキリスト教関係者による軍事活動の史的正当性が前面に 押し出された結果、「道徳的問い」は後景に押しやられ軍事活動が是認されたのであろう。

次にインドイエズス会の場合、1575年にゴアで開催された「インド管区協議会」では、諮問第29として、戦争問題へのイエズス会士たちの介入の是非が上程・審議された。この案件に関してインドイエズス会は「全員が判断したのは、この問題に関しては一般的な指針を示せないので、慎重さと分別を十分に備えているような上長全員〔の判断〕に委ねる、ということだった。〔中略〕上長は我が主への更なる奉仕となると思われることを

実行するように | 52) という結論を教団の「総意」として下した。

ここでは「一般的な指針 regla universal を示せない」という表現で、在インドのイエズス会士による戦争への介入行為の特殊性を指摘し、「上長 superior」という指導的立場の人物に判断を委ねることで、戦争への介入行為を実質的に「是認」したといえる。また引用文に見える「我が主への更なる奉仕 más serivitio となると思われること」という文言の中にも、原理的には許されない戦争への介入が、「結果として」インドイエズス会とインド大陸のキリスト教徒たちの益となるならば、それは単なる軍事行為ではなく「神への奉仕」を目的とした「別次元」の戦争であるので許される、との論理が垣間見える。この結論に至る思考過程においても、過去のカトリック高位聖職者たちの軍事活動が一覧輩と引き換えの十字軍への参加の呼びかけなど一「前例」あるいは「史的正当性」として持ち出された可能性は考えられる。

## (4)戦争の「史的正当性」への依存と道徳的問いの後退

このような観点からキリスト教と軍事問題、戦争との軌跡を追究してゆくと、アセンシ オンがローマ教皇の世俗的権能を肯定し、それに立脚して教皇軍事権論を展開し得たの は、上に概略した、古代から続く「キリスト教と軍事問題」、本稿のテーマと関係する論 点でいうならば、「戦争を全面否定しなかった教皇たち」という長大な史的系譜の存在が、 教会と軍事力・戦争の「史的正当性」として機能し利用されていたからではないだろうか。 この点について本稿は史料面から十分明らかにし得ているとは言い難い。しかし、カト リック修道会の諸種の記録を見てみると、『聖書』の記述、歴代教皇や教父たちの教令や 発言、著書の一節を自説の論拠として数多く、時には煩瑣を極めるほど引用したり明示し たりしていることが常である。一例をあげると、アセンシオンは教皇が新世界に対する権 限の委譲について「教皇はこの新しい世界に対する権限を歴代カスティーリャとレオンの 国王に委任できたし、事実、委任したのである。なぜなら、この権力は教皇であるアレク サンデル6世による譲渡から成立しているからである」53と記している。こうした慣行 の存在は、教皇や枢機卿、それに当のアセンシオンが自ら戦争その他の軍事行為に手を 染めるにあたって、過去の「軍事教皇 Papae militares」たちの存在と活動を「先例」と して意識下に持ち出し、自己をそうした前史の中に組み込みかつ連ねて、正当化を測った であろうことは、容易には否定できまい。

中近世のカトリック修道会や教皇、枢機卿、司教などによる軍事活動の問題の背景を考える場合、これまで、その代表的な分析視角である「聖戦」論や「正戦」論、あるいは教皇領をめぐる世俗権力との関係などが基調となって行なわれてきた 54)。しかし、その一

方で、この問題を考察する場合には、上に記したような論点だけではなく、キリスト教と 戦争、キリスト教と軍事との「史的系譜」の枠組みからの考察と再構成も、より積極的に 為されるべきであろう。言い換えれば「史的正当性」からの分析視角である。

ローマ教皇はもとより、その教皇を首位者として擁くカトリック教会や修道会も、諸種の軍事活動を為すに当っては、「汝、殺すなかれ Non occides」「汝の敵を愛せ Diligite inimicos vestros」などの聖書やイエスの言葉による「束縛」や「制約」、いわば宗教倫的「拘束」を受けねばならなかった筈である  $^{55}$ 。

しかしこのような、教皇を筆頭とした、当時のカトリック教会の全般的な軍事化は、「殺すな、敵を愛せ」という教えによる戦争の抑止や歯止めに、どれだけの説得力を持ち得たのであろうか。残念ながら、ほとんど効果がなかった、というのが当時の実情であり現実ではなかったのではないか。エラスムスは『平和の訴え Querelea Pacis』の中で、次のような滑稽で哀れな、しかし冷厳な事実を書き留めて、このような有様が、アセンシオンの時代よりも80年も前に「常態」化していたことを、今に伝えているからである。

モーセの律法の中でさえ、神は聖職者が血で身を汚すことを望まれなかったのに、その聖職者たちがこうした行為を恬として愧じていないのです。[中略] 司教、枢機卿からキリストの代理者である教皇にいたるまで、キリストがあれほど憎まれたこうした流血行為の張本人であることをはずかしく思ってはいないのです。兜と司教冠にいったいどんな共通点があるというのでしょう?どんな理由で教皇杖と軍刀とが、また、聖福音書と楯とが、結びつくというのですか? 56)

#### 6 おわりに

戦争の惨禍を回避させ得る、倫理上そして宗教上の「最後の砦」であるローマ教皇が聖界内軍事君主であった以上、その後のヨーロッパにおける戦争の「歯止め」は、どこにも求めようがなかったのではないだろうか。加えて 16~17世紀ヨーロッパにおける大砲その他の兵器産業の発達と兵器商人を軸とした武器取引の広範な展開、大砲搭載の可能な軍艦の建造、戦術書の出版と流布、軍事請負業者の登場などは 57)、教皇を頂点とするカトリックの宗教的価値観よりも、現世での「富と力」という即物的価値観の優位が著しくなったことを意味していよう。また 18世紀になると、例えばフランスでは軍隊行政機構が整備され、戦争における「王の栄光」を表象かつ顕彰する建築物や絵画が製造されるなど 58)、後の帝国主義へと連なる「戦争の世紀」が、いよいよ本格的に現出され出したのである。

では、このような時代にあって、人々はどのような形で戦争の遂行を国家の崇高な使命として認識し、戦争への協力と参加が国民の果たすべき義務、あるいはキリスト教の教えに代わる徳目と説得されるようになったのであろうか $^{59}$ )。また、近世ヨーロッパの戦争と社会は、どのような相互関係にあって、戦争を規定し合っていたのだろうか $^{60}$ )。さらに、 $16\sim17$ 世紀ヨーロッパの、特に庶民層は、軍事活動を全否定しないカトリック教会やローマ教皇のことを、どのように受け止めたり、眺めていたりしていたのであろうか $^{61}$ )。以上の点を今後の研究上の課題として指摘し、本稿を終えることにしたい。

#### 注

- 1) 一例をあげると、櫻井 [2010] は、中世に開催された公会議議事録の分析を通して、 $12\sim14$  世紀における教皇権の拡大を多角的に論じている。
- 3) ローマ教皇の有する「直接権力 potestas directa」とは、教皇は世俗君主を統べる霊的にして世俗的な頭であるとの論拠から、教皇に対して、世俗の諸事においても、世俗君主に直接命令や強制を行なえることを保障する権限をいう。詳細は小田 [2011] 1-2 頁。
- 4) 高橋「2006] 68-82 頁。
- 5) ただし非公式な形では、1584年8月、2名のフランシスコ会士が、同じく2名のアウグスティノ会士と 共に肥前の平戸に上陸して布教活動を行なっている。なお、フランシスコ会の日本その他東洋地域への進 出過程に関する代表的な研究にPerez [1916] がある。本書は未公開のフランシスコ会史料を縦横に駆使 して上梓されたものであり、当時の日本側の史料はいうまでもなく、イエズス会史料でも窺い知れない記 述が散見され、今なお第一に参照されるべき研究書である。
- 6) グレゴリウス 13 世は日本におけるイエズス会士の布教実績の積み重ねという点を重視していた。すなわち同教皇は、「イエズス会の司祭たちを除くと、これまでいかなる司祭たちも日本の諸王国と島々に足を踏み入れて来なかった。またイエズス会の司祭たちのみが、日本の国民たちにとってキリスト教信仰を担った創始者にして指導者であり、かつ両親でもあった。さらにイエズス会の司祭たちは代々日本人たちに卓越した信頼と愛情を、それに尊敬も表してきた」という事実を高く評価している。この実績を論拠に教皇グレゴリウス 13 世は、イエズス会以外の修道会士全員に対し「福音を宣布するためであれ、キリスト教の教理を説くためであれ、あるいは秘蹟を施すためであれ、はたまた教会の責務を果たすためであっても、余の、さもなければ使徒座の明確な許可を得ずに東インド以外の経由で日本の島々と諸王国に赴いてはならない」ことを「破門罪の下に sub excomunicationis」厳命したのだった。Leo Magnino, *Pontifica Nipponica*, parte prima, Romae, 1947, pp. 24-27.
- 7) 高瀬 [1977] 133-158 頁、高橋 [2006] 226-235 頁。
- 8) 高瀬 [1994] 261-279 頁、高橋 [2012 b] 188-201 頁。
- 9) この問題に関する代表的な研究と論点については、高橋 [2006] 201-203 頁。
- 10) イエズス会関係史料の特質や内容、種類、所蔵機関などについては、高瀬 [1979]、尾原 [1981] を参照されたい。

- 11) これらの雑誌に翻刻紹介された関係史料は、当該分野の研究に多大な貢献を果たしてきたことは、紛れ もない事実である。しかし、史料の取捨選択は部外者のあずかり知らぬところであって、本稿が対象とし ている時代の日本布教等をめぐるイエズス会との抗争問題を記した、関係フランシスコ会史料が翻刻され ているか否かは、実際に現物を目にするまでは知る術がない。
- 12) ヴァリニャーノは 1597 年 11 月 10 日付け、マカオ発のイエズス会総長宛て書簡において「托鉢修道会士たちの死去に伴って二つの論著が発見された。この論著は彼らのうちの一人がマドリード政庁に抱えている遺外総管区長に、またこの遺外総管区長を介してエスパーニャ国王と王室審議会の重鎮たちに、日本の諸問題のことを報告するために執筆したものである。この托鉢修道会士はその論著の中で、我々イエズス会士に関して余りにも数多くの偽り事を書いている。〔中略〕私は一仕事してこの論著に対する弁駁書*Apología* を作成した。」と述べている。Archivum Romanum Societatis Iesu, Jap. Sin. 13-I, f. 91v.
- 13) 本報告書は、英知大学(聖トマス大学)元教授ホセ・ルイス・アルバレス=タラドリス氏 José Luis Alvarez-Taladriz(故人)によって、1973年に Dcumentos Franciscanos de la Cristiandad de Japón (1593~1597) の表題で出版された。イエズス会史料をはじめ、当時の史料を豊富に駆使した詳細な脚注と、厳密なテクスト校訂が施されており、本稿ではこの校訂本を用いた。
- 14) Fray Martin de la Ascención, *Relación de las cosas de Japón para Nuestro Padre Fray Francisco Arezubiaga*, *Comisario General de todas las Indias en corte.*, ed., por José Luis Alvarez-Taladriz, Osaka, 1973, p. 111.
- 15) Ascención, Relación, p. 112.
- 16) Ascención, Relación, p. 112.
- 17) Ascención, Relación, p. 112.
- 18) Ascención, Relación, p. 112.
- 19) Ascención, Relación, p. 113.
- 20) Ascención, Relación, p. 113.
- 21) Ascención, Relación, p. 114.
- 22) Ascención, Relación, p. 114.
- 23) イエズス会の日本布教における機能不全については、高橋 [2006] 83,96-97 頁。
- 24) 高瀬 [1977] 386-406 頁、高橋 [2006] 155 頁。蛇足ながら、我国における中近世の教皇庁財政や経済に関する研究は立ち遅れの感が否めない。藤崎 [2013] は中世教皇庁の組織とその個別部局と役職等をラテン語一次史料の精緻な分析を通して明らかにした労作ではあるが、教皇庁の財政や経済事情に関する記述はほとんど見られない。中近世教皇庁の財政研究が進捗しない背景には、研究者個々人の関心の拠り所を別とすれば、史料面での制約に規定される部分が大きいのではないだろうか。特にヴァチカン文書館に収蔵されている膨大な関係一次史料へのアクセスと利用が、これからの当該分野の研究を進展させる鍵となると考えられる。
- 25) Ascención, Relación, p. 114.
- 26) Ascención, Relación, p. 114.
- 27) Ascención, Relación, pp. 114-115.
- 28) インディアス全体の霊的救済と、キリスト教によるインディアスの「文明」化のためには、いわゆる武力総改宗も当時のカトリック修道会の間では是とされていたことも想起しなければならない。伊藤[1959] 135-139 頁、染田 [2006] 75-107 頁、山内 [2006] 68-74 頁。

- 29) Ascención, Relación, p. 115.
- 30) Ascención, Relación, p. 115.
- 31) Ascención, Relación, p. 115.
- 32) Ascención, Relación, p. 115.
- 33) Ascención, Relación, p. 115.
- 34) Ascención, Relación, p. 116.
- 35) Ascención, Relación, p. 115.
- 36) Ascención, Relación, p. 122.
- 37) "Et ideo ad clericos pertinet disponere et inducere alios ad bellandum bella iusta. Non enim interdicitur eis bellare quia peccatum sit, sed quia tale exercitium eorum personae non congruit." *Summa Theologiae*, IIa-IIae q. 40 articulus 2. なお、トマス・アクィナスの正戦論についての概要は、柴田 [2014] 287-322 頁を参照されたい。
- 38) 林 [2011] 8-12 頁。
- 39) 尾崎 [2014] 85 頁。
- 40) 以上、Partner [1980] p. 53.
- 41) 以上、Partner [1980] p. 53.
- 42) 以上、Partner [1980] p. 52.
- 43) Partner [1980] p. 54.
- 44) 高瀬 [1977] 53 頁、高橋 [2006] 155 頁。
- 45) 本稿で参照した諸論考の場合、高尾 [1985] 92, 96-100 頁、宮田 [1989] 44-51 頁、木寺 [2004] 12-15, 20-24, 28-31, 42-48, 71, 114-118 頁、に幾多の事例が記されている。
- 46) 室根 [1982] 59-60 頁。
- 47) 荒井 [1985] 342 頁。
- 48) 古代におけるキリスト教の軍事問題に関する研究には膨大な蓄積があるが、その基本的な枠組みを過不足なく論じた研究として、木寺 [2004] が極めて示唆に富んでいる。個別の具体的な論点については、荻野 [2006] 115-134 頁、高橋 [2012 b] 31-37 頁、Armstrong [2001] pp. 21-26, McGrath [2005] pp. 21-54. 付言すると、アウグスティヌスは、正戦論のみを対象とした著作を別個に残してはいない。彼の残した膨大な著作、書簡などの記述の中から、いわゆる正戦論と判断される箇所を後世の学者たちが抽出して総合し、アウグスティヌス正戦論と称しているにすぎない。またグラーティアヌスが編んだ著名な『教令集Dcretum Magistri Gratiani』の「第2部第23事例 Pars II, Causa XXIII」は、当時の教会法の中で戦争問題を扱った唯一のものであり、教会法史研究はもとより国際法学説史研究の分野からも考察の対象とされている。詳細は渕 [2003] 9-13 頁、を参照されたい。なお、管見のかぎり、我国におけるグラーティアヌスの正戦論の本格的な研究の嚆矢は伊藤 [1959] と思われる。また、正戦思想の起点をアウグスティヌスとする見解が一般的であるが、古代のアリストテレスの『政治学』やキケローの『義務論』などに、その萌芽的理論を求めることができる、とする指摘も、例えば Haggenmacher [1983] p. 17. に見られる。
- 49) 高橋 [2006] 220-230 頁、高橋 [2012 a] 53-55 頁。
- 50) Archivum Romanum Societatis Iesu, Jap. Sin. 2-I, f. 62v.
- 51) Alessandro Valignano, *Adiciónes del Sumario de Japón*, ed., por José Luis Alvarez-Taladriz, Osaka, 1954, pp. 649-650.

- 52) Josephus Wicki S. J. ed., Documenta Indica Vol. X, Romae, 1968, p. 278.
- 53) Ascención, Relación, p. 116.
- 54) 例えば、渕 [2003]、尾崎 [2014]、柴田 [2014] など。
- 55) この観点から組織されたのが、社会経済史学会第83回全国大会(2014年5月25日、於同志社大学)におけるパネルディスカッション④「武器移転の連鎖・還流と道徳的な問い」であり、高橋も「近世カトリック修道会の軍事活動と宗教倫理の有効性について~イエズス会の対日軍備問題と正当戦争論を事例に~」と題して報告を行った。本稿はその時の報告内容の一部を大幅に拡充してまとめたものである。なお高橋「2012 a ] 59-61 頁。
- 56) エラスムス『平和の訴え』箕輪三郎訳、岩波文庫青337、1974年、57頁。同じエラスムスの『痴愚神礼賛』第59節には「戦争は〔中略〕信仰とはおよそ無縁なもので、キリスト教の教えとはなんのかかわりもないことでありますのに、教皇方は、何もかも放擲してひたすら戦争に邁進している始末です。」とある。エラスムス『痴愚神礼賛』沓掛良彦訳、中公文庫、2014年、182頁。
- 57) 高橋 [2012 a] 45-48 頁、高橋 [2012 b] 60-86 頁。
- 58) 佐々木 [2009] 23-32, 49-62 頁。
- 59) この観点からの研究として Hale [1962] [1971] が挙げられる。蛇足ながら、この問題を探求するには、 先に指摘した絵画や建築物の象徴性の分析のほか、音楽の果たした役割や文学作品のテクスト分析など も有効な方法論となるのではないだろうか。
- 60) この問題に関する興味深い典型的研究は、Clark [1958] であろう。Clark は、16 ~ 17 世紀ヨーロッパが、混乱と無秩序の状態から近代ヨーロッパという、纏まりと秩序ある状態へと脱却する上での、決定的な要因の一つとなったのが戦争であった、と解釈している。
- 61) 戦争の惨禍を一番に被ることになった、当時の名もない庶民層の声に耳を傾けられるならば、戦争の歯止めになり得なかった教皇をはじめとするカトリック教団の実相を、より深く、より立体的に、そしてより構造的に理解することが可能となるであろう。残念なことに、そうした市井の人々の多くは文字を書く知識を欠いていたため、彼らの「生の声」を聞くことは困難であるがゆえに、軍事教皇等を批判した史料のさらなる発掘が望まれる。また当時の市井譚や文学作品なども、庶民たちの戦争観を知る手がかりとなる筈である。ただ遺憾ながら、わが国では中近世ヨーロッパ文学の発掘と邦訳は、一部の著名な作者のもの以外、あまり為されていないのでないだろうか。

#### 文献リスト

荒井献「1985」「初期キリスト教における非戦の思想」荒井献『「同伴者」イエス』新地書房。

伊藤不二男 [1959]「グラティアヌス『教会法』における正当戦争論の特色」九州大学法政学会編『法政研究』 第 26 巻第 2 号。

荻野弘之[2006]「キリスト教の正戦論」山内進編『「正しい戦争」という思想』勁草書房。

尾崎秀夫「2014」「1220年代後半の教皇領での戦争と防衛」『神戸海星女学院大学紀要』第53巻。

小田英「2011」「教皇の間接的権力論」『早稲田政治公法研究』第99号。

尾原悟編 [1981] 『キリシタン文庫 イエズス会日本関係文書』南窓社。

木寺廉太「2004」『古代キリスト教と平和主義』立教大学出版会。

櫻井康人 [2010]「「帝国」としての「キリスト教国」」『東北学院大学論集 歴史と文化』46。

佐々木真 [2009]「ヨーロッパ最強陸軍の光と影」阪口修平・丸畠宏太編著『近代ヨーロッパの探求② 軍隊』 ミネルヴァ書房。

柴田平三郎 [2014] 「トマス・アクィナスの≪正戦論≫」柴田平三郎『トマス・アクィナスの政治思想』岩 波書店。

甚野尚志 [2013]「ローマ・カトリック教会の発展」堀越宏一・甚野尚志編『15 のテーマで学ぶヨーロッパ中世史』ミネルヴァ書房。

染田秀康 [2006]「≪征服はなかった≫一インカ帝国征服戦争─」山内進編『「正しい戦争」という思想』勁 草書房。

高尾利彦 [1985] 「キリスト教における戦争観の変遷」法政大学社会学部学会編『社会労働研究』第 31 号第 1・2 巻。

高瀬弘一郎 [1977] 『キリシタン時代の研究』岩波書店。

高瀬弘一郎 [1979]「キリシタン関係文書」日本古文書学会編『日本古文書学講座 6 近世編 I 』雄山閣。

高瀬弘一郎「1994]『キリシタン時代対外関係の研究』吉川弘文館。

高橋裕史 [2006] 『イエズス会の世界戦略』講談社。

高橋裕史[2012 a]「近世東アジアにおける武器移転の諸問題―ポルトガル、イエズス会、日本―」横井勝彦・小野塚知二編著『軍拡と武器移転の世界史』日本経済評論社。

高橋裕史「2012 b]『武器・十字架と戦国日本』洋泉社。

林亮 [2011]「中世キリスト教指導者層による騎士理念の構築と称揚」日本大学文理学部人文科学研究所『研 究紀要』81。

藤崎衛 [2013] 『中世教皇庁の成立と展開』八坂書房。

測倫彦 [2003] 「いわゆるグラーティアヌスの正戦論について」 比較法史学会編 『比較法史研究―思想・制度・ 社会 ⑪ 』 未来社。

宮田光雄 [1989] 『平和の思想史的研究』創文社。

室根郁男「1982]「テルトゥリアヌスの「ローマ帝国軍隊」論」『立教大学キリスト教学』第24号。

山内進「2006]「異教徒に権利はあるか」山内進編『「正しい戦争」という思想』勁草書房。

Armstrong, Karen [2001] Holy War, Anchor Books, New York.

Clark, Sir George [1958] War and Society in the 17th Century, Cambridge University Press.

Haggenmacher, Peter [1983] Grotius et la Doctrine de la Guerre Juste, Presses Universitaires de France.

Hale, John [1962] "War and Public Opinion in the 15th and 16th centuries" Past and Present, No. 22.

Hale, John [1971] "Sixteenth-Century Explanations of War and Violence" Past and Present, No. 51.

McGrath, Alister E [2005] *Iustitia Dei*, Cambridge University Press.

Magnino [1947] Pontifica Nipponica, parte prima, Roma.

Partner, Peter [1980] "Papal Financial Policy in the Renaissance and Counter-Reformation" *Past and Present*, No. 88.

Perez, Lorenzo [1916] Origen de las Misiones Franciscanas en el Extremo Oriente, Madrid.

# 付記

本稿の執筆に当たって参照した幾点かの論文は、東京大学大学院経済学研究科博士課程の齋藤翔太朗氏のお手を煩わせて入手して頂いたものです。この場をお借りして、齋藤氏に厚く御礼を申しあげます。同氏は近代イギリス移民史を中心とする近代イギリス社会経済史を専門とされている新進気鋭の研究者です。

# Fray Martin de la Ascención and his Theological Explanation of "Papal Military Exercise Rights"

#### Hirofumi Takahashi

Vice-professor, Faculty of Intercultural Studies, Tomakomai Komazawa University

It is very important and interesting to resolve why and how the Pope could acquire "papal military exercise rights", or the right to exercise military powers. The aim of this article, therefore, is to consider the paradigm of this right with a close analysis of Relación de las cosas de Japón para Nuestro Padre Fray Francisco Arezubiaga, Comisario General de todas las Indias en corte, written by Fray Martin de la Ascención in Japan in 1596.

Medieval Popes engaged in military activities not only independently but also proactively because at that time they played a role of secular and political importance in their exercise of temporal powers. Papal military activities, therefore, were very important issues to catholic missionaries who preached the word of God in Japan in late 1590s. According to Ascención, Jesus Christ devolved all authorities and powers upon the pope with the inevitable result that the pope, as Vicar of Christ, could use every means possible to achieve Pax Dei .Ascención's theological theory united the political and religious powers of the pope and authorized him to use the papal military powers.

However, as the pope recognized as the holy presence, the Pope Clemens VIII had to avoid using military force as much as possible and therefore needed to find a secular monarch who would undertake pontifical duties, particularly temporal ones, including military activities. Pope Clemens VIII selected the Spanish king, Felipe II, to do so. Thus it was that the pope could exercise papal military rights without getting his own hands dirty.

The pope is the Bishop of Rome, Vicar of Jesus Christ and Successor of the Prime of the Apostles. Despite of these sacred titles, popes of early modern times was, against Christ's will, involved in military affairs such as organizing papal soldiers, lending war funds to secular monarchs in Western Europe, etc., which required much of their annual income. We have had considerably "militant" popes such as Gregorius IX, Paulus III and Clemens VIII. With the pope as military ruler of the sacred world, wars were justifiable, and as a consequence, Christian ethics and morals were prevented from putting an end to wars.